

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市農政推進協議会
- 2 開催日時 平成28年8月24日（水） 午後1時30分から午後3時00分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎 2階 農業委員室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 八木岡 努, 市村 正司, 渡辺 隆文, 諸澤 俊彦, 高安 實, 岡崎 一美, 深谷 泉, 中村 俊一, 小川 廣巳, 園原 宗憲, 栗原 正彦, 山崎 仁志, 雨谷 克己, 谷萩 八重子
  - (2) 執行機関 小田木 健治, 深澤 和広, 後藤 俊之, 稲葉 大貴, 羽方 寿秀, 久米 一秋, 岩間 雅徳, 山室 大輔, 江幡 清美, 久米 茂, 武田 侑未子
  - (3) オブザーバー 岡部 克
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（案）について（公開）
  - (2) 「水戸市農業基本計画（第4次）」の進捗状況について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の策定について（概要）
  - (2) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（案）
  - (3) 新旧対照表
  - (4) 参考資料（答申書）
  - (5) 報告第1号 「水戸市農業基本計画（第4次）」の進捗状況について

## 9 発言の内容

執行機関 定刻になりましたので、ただ今より水戸市農政推進協議会を開催させていただきます。まず始めに、今回新たに委員となられます方に、委嘱状の交付をさせていただきます。今回の委嘱につきましては、水戸市議会常任委員会における委員の改選並びに関係団体における役員の改選及び人事異動によるものでございます。

(委嘱状の交付)

執行機関 続きまして、当協議会会長より御挨拶を頂きます。

(挨拶)

執行機関 ここで、事務局と本日出席しております、関係課、関係機関の職員の紹介をさせていただきます。

(事務局、関係課及び関係機関紹介)

執行機関 本日の出席状況につきまして、事務局より報告いたします。本協議会は、水戸市農政推進協議会条例第6条第2項の規定により、「委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない」となっておりますが、委員総数23名中、本日の出席委員14名ですので、本協議会は成立しております。

執行機関 次に会議に移りますが、水戸市農政推進協議会条例第6条第1項の規定に「会長は会議の議長となる」とございますので、ここからの進行は会長にお願いいたします。

会 長 それでは、次第に沿って進めてまいります。

なお、当協議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公表に関する規程により、公開といたします。また、同規程により、会議録を作成することとなっております。附属機関が指名する者2名以上の署名を得ることとなっております。署名人2名を選びたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

委 員 議長一任

会 長 議長一任との声がございましたので、議長が指名することといたします。\_\_\_委員と\_\_\_委員にお願いいたします。よろしくお願いたします。それでは、4 副会長の選出について、事務局より説明願います。

執行機関 水戸市農政推進協議会条例第5条の規定により、協議会に委員の互選により会長及び副会長を置くこととなっておりますが、現在、副会長が1名欠員となっておりますので、互選いただくものです。

会 長 互選の方法につきまして、いかがいたしましょうか。

委 員 議長一任

会 長 議長一任との声がございましたので、事務局案があれば発表願います。

執行機関 これまで、当協議会の副会長につきましては、水戸市議会産業水道委員会委員長の職にある方をお願いしておりました。そうした経緯を踏まえてはどうかと存じます。なお、本日、産業水道委員会委員長である\_\_\_\_様は、公務のため欠席となっておりますが、要望があれば副会長を引き受けていただけるということで事前に承諾を頂いております。

会 長 事務局からこれまでの経緯を踏まえてはどうかという提案がありましたが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 異議なしとのことですので、\_\_\_\_様に副会長をお願いしたいと思います。続きまして、5 諮問について、事務局より説明を願います。

執行機関 市長より本協議会宛て諮問がございます。会長に諮問書をお渡しいたします。

(諮問書読み上げ・交付)

会 長 それでは議事に入ります。諮問第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(案)について、事務局より説明願います。

(資料に基づき説明)

会 長 ただ今事務局より説明がありました、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(案)について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

委 員 構想(案)の4ページ表中ほどに農地中間管理事業とありますが、栗崎地区におきましても農地中間管理事業を進めているところです。農地の集積については、10,000円/10a補助がありますが、できれば補助金額を上げてもらいたいとの地域担い手から要望が出ております。また、農地中間管理事業では認定農業者に農地を集積していく中で、地域内に新たに認定農業者になる方がおりますが、認定農業者に係る書類作成が複雑なため簡素化を要望したいと思います。

執行機関　　まず、農地集積協力金につきましては、国からの補助金であり、今年度は 10,000 円/10a で示されております。昨年度は 20,000 円/10a ということでしたが、国全体の予算が減っており、来年度以降の金額も分からない状態です。中間管理事業自体は法制化されておりますので、市からも補助金を付けてもらえるよう強く要望していきたいと考えております。認定農業者に係る書類の様式につきましては、国で示されたものになっておりますので簡素化は難しいところですが、書類作成につきましては、窓口である水戸市農業公社がヒアリングをしながら支援をしていきたいと考えております。

委　　員　　先ほどの茨城北酪農業協同組合からの意見書について、対応策があればお示し願います。

執行機関　　農業経営指標 11 酪農経営において、デントコーンの外部委託が増えてきているという意見につきましては、組合長に確認を取ったところ、そういった経営も出てきているとのことではありましたが、現在、自分で収穫している方も多数いらっしゃるため、対応策といたしましては、今回は指標の内容を変えずに、次回構想の策定の際に外部委託の状況を確認した上で検討したいと考えております。

委　　員　　新規就農者が農業を経営していくことは簡単なことではないと思いますが、生産部会では 50 年培ってきた経営ノウハウがあり、それを伝えていきたいと考えております。しかし、新規就農者との接点がないため教えることができないので、誰かに仲介役をしていただければと思います。

委　　員　　県の方でも経営ノウハウの継承について同じ認識でおります。県では就農希望者に研修指導するために、部会等がハウス等を建てた場合に助成を行う事業もありますし、それ以外にも要望があれば上につなぎたいと考えております。

会　　長　　新規就農希望者の推移はどうなっていますか。

委　　員　　県央管内での新規就農者数は、近年 40～60 人の間で推移していますが、管内では目標として 80 人程度いないと厳しいところです。市内に農業関連の学校が多くありますから、うまく新規就農に誘導したいと考えておりますが、卒業生の進路は、農業関連に進んだとしても、ほとんどが企業の方への雇用就農という形となっております。個人での新規就農希望者は研修で入ってきている状況です。景気が悪いこともあり、うまく新規就農への流れができていないと感じております。

委　　員　　地元あるいは他県の若い新規就農希望者については、農地、機械、住む家の確保等の様々な問題があります。そういった環境整備や営農指導等、新規就農者を育てていく体制を自治体等でしっかり対策を取っていかないと、農業は縮小していく気がいたします。

会 長 茨城町では昨年農業公社ができて、2年間の研修期間中空いた農家住宅の無償貸与、機械の無償貸与という体制作りを進めております。水戸市内でも研修の受入れをしておりますが、研修後はほとんどが水戸市外で就農しており、それは住まいの問題が一番にあります。また、周りが技術支援できる体制づくりや、生産部会や組合、若い就農者であれば青年部や農業後継者クラブ等に入ってもらえるようにする環境づくりなど、全体としての支援が必要かと思っております。

執行機関 農業公社におきましても、新規就農者の就農支援について検討し、指標を確立していきたいと考えております。

委 員 新規就農では、やはり受入体制が一番重要です。今度、県で法人化に関する講習会がありますが、法人の新規就農者の受入れに対する補助金もあるようですから、法人を立ち上げてそこに就農者を受け入れて、数年たったら独立させるという方法もあると思っております。

会 長 他に御意見はございませんか。それでは「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（案）については、事務局の提案のとおり認めることとして、御異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 本日の審議結果については、文書にて、市長宛て本日付けで答申することといたします。続きまして、報告第1号「水戸市農業基本計画（第4次）」の進捗状況について、事務局より説明願います。

(資料に基づき説明)

会 長 ただ今事務局より説明がありました、「水戸市農業基本計画（第4次）」の進捗状況について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

委 員 今年のお米について、放射性物質検査の状況はどうなっていますか。

執行機関 米の放射性物質検査につきましては、市内1地点で採取しており、昨日の夕方に県で検査を行ったところ、放射性物質は検出されなかったため出荷自粛を解除してよいとの連絡を受けております。これを受けまして、本日付けで皆様宛てハガキを発送しております。HPでも公表しておりますので、御確認いただければと思います。

委 員 水戸市のイノシシ捕獲に対する報償費はいくらでしょうか。また、イノシシの被害状況はどうなっていますか。

執行機関　　イノシシにつきましては、捕獲の報償費として1頭当たり 10,000 円を市からお支払いしております。また、放射性物質が検出されているため出荷自粛が出ておりますので、処分料として、追加で 3,000 円の報償費をお支払いしております。こちらの 3,000 円の財源につきましては、東電からの損害賠償として支出されているものとなっております。被害状況につきましては、平成 22 年をピークに捕獲頭数が減少傾向しており、被害件数も減っているという現状です。

会　　長　　他に御意見はございませんか。続きまして、7 その他について、事務局より説明願います。

執行機関　　当協議会への農業基本計画の実施状況報告の今後の予定について、口頭で御説明いたします。農業基本計画においては、計画の進捗状況や成果を点検・検証の上、当農政推進協議会に報告し、必要に応じて施策内容の見直しを行うこととしております。農業基本計画は、計画期間を平成 27 年度から平成 35 年度までの 9 年間としておりますが、国の農業改革が進む中、おおむね中間年度で何らかの見直しが必要になると考えております。また、当協議会は、条例において、市長の諮問に応じて農林計画の策定や農業行政の推進について協議することとされており、農業基本計画の見直しにつきましても、市長より当協議会へ諮問することとなりますので、次回の進捗状況の報告は、この見直しと併せ行うことを考えております。なお、現在の委員の皆様は、今月末をもって満了となります。新たな委員の委嘱につきましては、次に諮問案件を御協議いただく会議の開催時と考えておりますので、御承知おき願います。

会　　長　　他にございませんか。それでは、以上で本日の審議が終了いたしました。慎重な御審議ありがとうございました。以上をもちまして、議長の席を降ろさせていただきます。

執行機関　　以上をもちまして、水戸市農政推進協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。